TDB Business View
2026/11/10

採用時の最低時給1,322円 前年から79円上昇 最低賃金との差は 126 円

最低賃金の引き上げペース「速すぎる」45.8%

埼玉県・最低賃金に関する企業の実態調査（2026 年 9 月）

帝国データバンク

本件照会先

梅林政文（調査担当）
帝国データバンク
大宮支店情報部
048-729-7702（直通）
info.ohmiya@mail.tdb.co.jp

発表日
2026/11/10

当レポートの著作権は株式会社帝国データバンクに帰属します。
当レポートはプレスリリース用資料として作成しております。著作権法の範囲内でご利用いただき、私的利用を超えた複製および転載を固く禁じます。

SUMMARY

企業が従業員を採用する際の最低時給は平均 1,322円となり、前年から 79 円上昇した。一方、2026 年度の最低賃金の埼玉加重平均 1,196 円との差は 126 円となった。最低時給の業界別では、『不動産』が1，452円でトップ。都道府県別では、「東京都」が1，410円でトップ、「埼玉県」の1，322円は全国で3位。また、企業が事業を継続しながら支払えると考える最低時給の上限は平均 1,305円で、採用時の最低時給1，322円を下回った。近年の引き上げペースを「速すぎる」とした企業は 45.8%で、「妥当である」の 33.3%を 12.5 ポイント上回る。

※株式会社帝国データバンク大宮支店は、埼玉県内の 723 社を対象に、最低賃金に対する企業の実態についてアンケート調査を実施した。

調査期間：2026 年 9 月 14 日～9 月 30 日（インターネット調査）

調査対象：723 社、有効回答企業数 360 社（回答率 49.8%）

従業員採用時の最低時給は平均1,322円
最低時給、最低賃金ともに上昇が続く

正社員、非正社員を問わず、企業が従業員を採用する際の最も低い時給[1]（以下、最低時給）は、平均1,322円となり、前年から79円上昇した。厚生労働省が発表した 2026 年度の最低賃金（以下、最低賃金）の埼玉加重平均 1,196円を126円上回った。

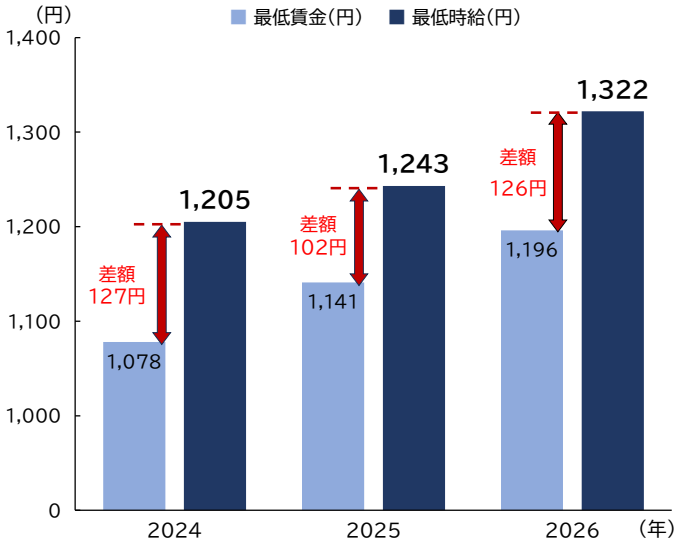
採用時の最低時給と最低賃金の差額をみると、2024 年の 127円から 2025 年は102円となり前年から縮小。しかし、2026 年は126円となって再び拡大した。最低賃金が年々上昇しているなか、最低時給も上昇を続けており、その差額は一定の幅が保たれている。

業界別にみると（サンプル数の少ない『農・林・水産』『金融』を除く）、『不動産』が 1,452 円で最も高く、次いで、『建設』（1,392円）、『サービス』（1,345 円）、『運輸・倉庫』（1,339 円）と続き、ここまでが県平均（1，322円）を上回った。以下、県平均を下回ったのが、『製造』（1，280円）、『卸売』（1，266円）、『小売』（1，242円）の3業界となった。

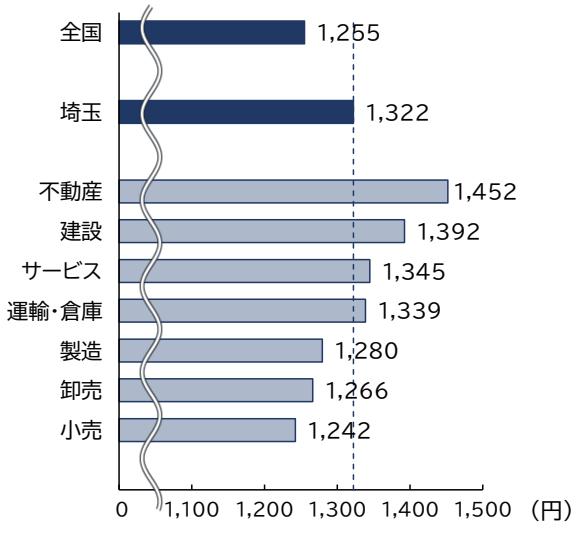
企業からは、「賃金は最優先で、他社よりも（年に一度）上げていきたい」（小規模企業、不動産）、「物価が高騰しているため、それに合わせて上げていかざるをえない」（中小企業、製造）との声があがった。一方、「最低賃金を上げるのはよいが、請負金額も比例して上げるよう法整備が必要ではないか。中小零細は内部留保もないので、値上げが追い付かないとどんどん体力が削られる」（中小企業、サービス）、「各業種により出せる業種、出せない業種があると思います。一概に全業種をひとまとめで定めるのは難しいと思います」（中小企業、建設）との意見も聞かれた。

最低賃金と最低時給の推移

年度別　最低賃金と最低時給　推移



2026 年　採用時の最低時給 ～業界別～



注：母数は、有効回答企業360社のうち、集計可能な企業287社

[1] 従業員を採用するときの最も低い時給の平均値で、小数点第 1 位を四捨五入している。なお、日給・週給・月給の場合は、時給に換算している

都道府県別の最低時給、埼玉県の 1,322円は全国3位

都道府県別に最低時給をみると、「東京都」が 1,410 円で最も高く、次いで、「神奈川県」(1,381 円)、「埼玉県」(1,322 円)となった。一方で、最も低かったのは「鳥取県」の 1,107 円で、「秋田県」(1,119 円)、「鹿児島県」(1,123 円)が続いた。最も高い「東京都」と最も低い「鳥取県」では 303 円の差があり、採用時の最低時給には地域によって大きな開きがみられた。「埼玉県」の最低時給は、前年(1,243円)が全国5位であったが、今年は3位となった。

各都道府県の最低時給と最低賃金の差額をみると、「東京都」が 130 円で最も大きく、「埼玉県」(126円)、「福井県」(121 円)が続いた。他方差額が小さいのは、「鳥取県」(17 円)、「秋田県」(29 円)、「徳島県」、「鹿児島県」(各 33 円)など。東京の近隣県では、最低時給を東京の水準に合わせないと人が集まらないために、差額が大きくなる傾向となっている可能性がある。

最低賃金と最低時給　一覧 ～都道府県別～

(単位:円)

都道府県	最低賃金	最低時給	差額
北海道	1,131	1,212	81
青　森	1,090	1,146	56
岩　手	1,090	1,126	36
宮　城	1,098	1,169	71
秋　田	1,090	1,119	29
山　形	1,092	1,128	36
福　島	1,094	1,158	64
茨　城	1,136	1,196	60
栃　木	1,125	1,205	80
群　馬	1,120	1,206	86
埼　玉	1,196	1,322	126
千　葉	1,195	1,298	103
東　京	1,280	1,410	130
神奈川	1,279	1,381	102
新　潟	1,108	1,154	46
富　山	1,119	1,216	97
石　川	1,113	1,201	88
福　井	1,112	1,233	121
山　梨	1,113	1,195	82
長　野	1,117	1,205	88
岐　阜	1,121	1,191	70
静　岡	1,154	1,204	50
愛　知	1,195	1,260	65
三　重	1,143	1,193	50

都道府県	最低賃金	最低時給	差額
滋　賀	1,136	1,213	77
京　都	1,180	1,247	67
大　阪	1,231	1,318	87
兵　庫	1,172	1,246	74
奈　良	1,107	1,218	111
和歌山	1,101	1,165	64
鳥　取	1,090	1,107	17
島　根	1,092	1,147	55
岡　山	1,104	1,178	74
広　島	1,141	1,218	77
山　口	1,101	1,210	109
徳　島	1,103	1,136	33
香　川	1,092	1,158	66
愛　媛	1,093	1,141	48
高　知	1,086	1,157	71
福　岡	1,114	1,202	88
佐　賀	1,095	1,185	90
長　崎	1,087	1,130	43
熊　本	1,092	1,159	67
大　分	1,096	1,180	84
宮　崎	1,085	1,153	68
鹿児島	1,090	1,123	33
沖　縄	1,086	1,180	94
全体	1,177	1,255	78

注1:最低賃金は、「地域別最低賃金の全国一覧」(厚生労働省ホームページ)より引用
注2:最低時給は、従業員を採用するときの最も低い時給の平均値で、小数点第1位を四捨五入したもの
注3:最低時給の母数は、有効回答企業1万235社のうち集計可能な企業7,899社
注4:青色の網掛けは「全国」を除く値が大きい上位3都道府県、赤色の網掛けは下位3都道府県を示す

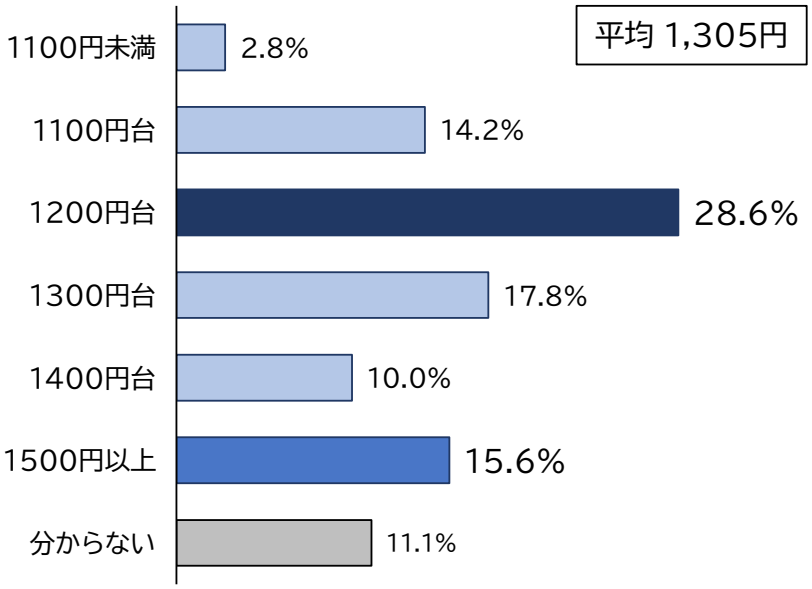
企業が支払い可能と考える最低時給の上限、平均 1,305 円

企業に、事業を継続しながら支払うことが可能な最低時給の上限を尋ねたところ、平均は 1,305 円となり、採用時の最低時給 1,322円を17円下回った。計算上は、事業継続上で限界と考える最低賃金が採用時のそれを下回っており、経営への影響が懸念される。背景として、新卒・キャリア採用問わず、人材確保のために必要な賃金水準の高まりを受け、最低時給にも上昇圧力がかかり、企業が持続可能と考える水準を

上回ったことが予想される。埼玉県は東京都に近いこともあって、水準を近づけて人材確保に臨んでいる企業は少なくなく、最低賃金が上昇気味となる一因になっていると考えられる。

また、上限額を『1,200 円台以下』(「1,100 円未満」「1,100 円台」「1,200 円台」の合計割合)とした企業は合計 45.6%と半数近くに達した一方、「1,500 円以上」は 15.6%にとどまった。政府が遅くとも 2030 年代前半までのできる限り早期に全国平均 1,500 円の達成を掲げるなか、現時点では、企業が事業を継続しながら支払えると考える水準との間に隔たりがあることがうかがえる。企業からは、「業種業界ごとの現場諸事情を鑑みない、最低賃金一律 1500 円目標の机上論先行はよくないと思う」(中小企業、卸売)」との声があり、現状でも人件費の上昇が収益を圧迫しているなか、さらに高い1,500円という目標は現実味に欠けるといった印象を持つ企業は多いようだ。

事業を継続しながら支払うことが可能な最低時給の上限



注1:母数(有効回答企業)は、360社
注2:平均額は、各選択肢の中間値に各回答者数を乗じ加算したものから全回答者数で除して算出(「分からない」は除く)

最低賃金の引き上げペース、45.8%が「速すぎる」

近年の最低賃金の引き上げペースについて尋ねたところ、「速すぎる」が 45.8%で最も多く、「妥当である」の 33.3%を 12.5 ポイント上回った。「遅すぎる」は 5.6%、「分からない」は 15.3%だった。最低賃金は 2024 年度に前年比 50 円、2025 年度に同 63 円、2026 年度に同 55 円と、毎年 50 円以上の引き上げが続くなか、半数近くの企業が現在のペースを速いと受け止めている。

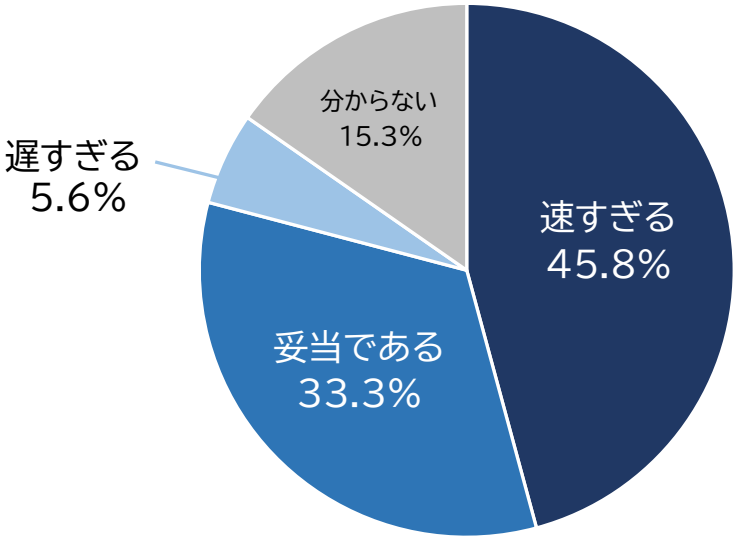
業界別にみると、「速すぎる」では、『小売』で 66.7%と最も高く、次いで、『製造』(55.3%)、『サービス』(50.0%)が5割以上で全体(45.8%)を超え、以下、『運輸・倉庫』(45.0%)、『卸売』(42.7%)となった。

企業からは、「ペースが急すぎる。逆に雇用の維持が難しくなる」(小規模企業、建設)、「これだけ上昇ペースが速いと評価面でのプラスがつけにくく、最低賃金を追うだけの昇給になるため、パート社員への評価

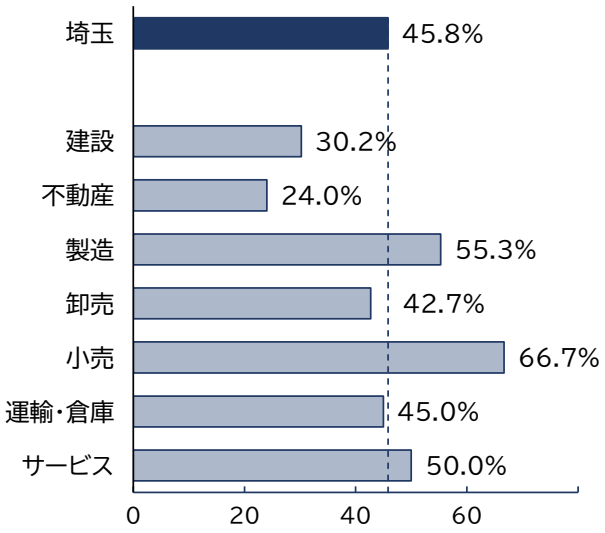
が還元しにくい」（中小企業、製造）、「年1のペースは早すぎると思う、正社員の賃金ベースアップを余儀なくされるので」（小規模企業、小売）などがあがり、引き上げペースが速いといった意見は多く聞かれる。

最低賃金の引き上げペースへの判断

最低賃金の引き上げペース



「速すぎる」の割合 ～業界別～



まとめ

企業が従業員を採用する際の最低時給は平均 1,322円となり、前年から79円上昇した。2026 年度の最低賃金の埼玉加重平均は 1,196 円で、最低時給との差は 126 円となった。最低時給、最低賃金ともに上昇傾向が続いている。都道府県別の最低時給は「東京都」が最も高いことに変わりはないが、東京近県はその水準に合わせないと人が集まらないこともり、最低時給は高くなる傾向にある。そうしたなか、「埼玉県」の1，322円は全国3位の高さとなり、前年（1，243円）の5位を上回った。

また、企業が事業を継続しながら支払えると考える最低時給の上限は平均 1,305 円となり、採用時の最低時給1，322円を 17 円下回った。人材確保のための賃金水準上昇が背景にあると考えられ、企業が採用と事業継続の両立に苦慮している様子がうかがえる。さらに、近年の引き上げペースを「速すぎる」とした企業は 45.8%となり、「妥当である」の 33.3%を 12.5 ポイント上回った。

最低賃金の引き上げは、従業員の生活を支え、人材を確保するうえで重要となるが、企業にとっては対象者の時給を改定すれば対応が終わるものではない。新人と既存従業員との賃金差が縮まると、経験や役割に見合った評価が得られていないという不満が生じ、処遇に対する納得感を損なう可能性がある。そのため、企業には既存従業員の賃金も含め、就業規則や各種手当など賃金体系全体を見直すことが求められる。とりわけ、販売単価や受注額の引き上げが人件費の増加に追いつかなければ、こうした見直しを含む継続的な賃上げは難しい。政府は、最低賃金の引き上げと並行して、適正な価格転嫁や労務費を反映した取引価格の形成、生産性向上･省力化などへの支援を進め、企業が賃上げの原資を継続的に確保できる環境を整えることが求められる。